

『母子保健マニュアル 改訂8版1刷』 正誤表

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

「母子保健マニュアル 改訂8版1刷」の30～35頁に誤りがございました，深くお詫びいたします。
以下に差替えをお願いします。

3-1 母子保健事業

3-1-1 母子保健法の概要（1965年制定，2021年最終改正）

条 項	項 目	内 容
第1条	目 的	母性，乳児，幼児の健康の保持増進のため， ①母子保健に関する原理を明らかにする ②母性，乳幼児に対する保健指導，健康診査，医療などの措置を講ずる
第2条	母性の尊重	母性は，すべての児童がすこやかに生まれ，育てられる基盤であることから，尊重，保護されなくてはならない
第3条	乳幼児の健康の保持増進	乳幼児は，心身ともに健全に成長するために，健康が保持増進されなくてはならない
第9条	知識の普及	実施主体：都道府県及び市町村 目的，内容：母性，乳幼児の健康の保持・増進のため，知識の普及に努めなければならない
第10条	保健指導	実施主体：市町村 目的，内容：妊産婦，配偶者，乳幼児の保護者等に保健指導を受けることを勧奨しなければならない
第11条	新生児の訪問指導	実施主体：市町村 目的，内容：医師，保健師，助産師等により新生児の保護者の訪問・指導を行う。ただし，未熟児については，この限りでない
第12条	健康診査	実施主体：市町村 目的，内容：①満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児 ②満3歳を超え満4歳に達しない幼児
第15条	妊娠の届出	目的，内容：妊娠した者は市町村長に届け出るようにしなければならない
第16条	母子健康手帳	実施主体：市町村 目的，内容：妊娠の届け出をした者に対して母子健康手帳を交付
第17条	妊産婦の訪問指導等	実施主体：市町村 目的，内容：健康診査の結果，必要な者に医師，助産師，保健師又はその他の職員が訪問して指導を行う
第17条の2	産後ケア事業	実施主体：市町村 出産後1年以内の女子及び乳児の保健指導，援助を行う（短期間入所事業，通所事業，訪問事業）
第18条	低体重児の届出	実施主体：市町村 目的，内容：出生体重が2,500g未満の児については，保護者は届け出なければならない
第19条	未熟児の訪問指導	実施主体：市町村 目的，内容：未熟児について医師，保健師，助産師等により訪問・指導を行う
第20条	養育医療	実施主体：市町村 目的，内容：未熟児に対し養育に必要な医療を給付する
第20条の2	医療施設の整備	実施主体：国，地方公共団体 目的，内容：医療施設の整備に努めなければならない
第20条の3	調査研究の推進	実施主体：国 目的，内容：母性，乳幼児の健康の保持・増進のための調査研究の推進に努めなければならない
第22条	母子健康包括支援センター	実施主体：市町村 目的，内容：必要に応じ，母子健康包括支援センターを設置するように努めなければならない

● 特別区については，地域保健法で市町村と同等の自治体とみなされている

3-1-2 母子保健対策事業（検査・健康診査）

区分	事業名	実施主体	事業内容・目的	実施方法・実績等	根拠法令等	開始年度等
検査	先天性代謝異常検査等*	都道府県・指定都市	放置すると知的障害などの障害を引き起こす、先天性代謝異常などのスクリーニングを、早期新生児期に行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 1977～2010年度の実績（異常者発見率） フェニルケトン尿症 1/74,500 メープルシロップ尿症 1/518,000 ホモシスチン尿症 1/214,500 ガラクトース血症 1/37,100 先天性副腎過形成症 1/16,700 クレチン症（1979年～） 1/3,100 ● 2013年より尿素サイクル異常症、有機酸代謝異常症、脂肪酸代謝異常症追加 ● 検査法：タンデム質量分析計、ボイトラー法、酵素結合免疫吸着法等 	厚労省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知	1977年度（クレチンは1979年度、先天性副腎過形成は1988年度から実施。なお、ヒスチジン血症は1993年1月から除外されている。2001年度から一般財源化）、2017年より総数20疾患に拡大
	新生児聴覚検査*	市町村（2007年から）	聴覚障害を早期に発見し、早い段階で適切な措置を講じる。すべての新生児に対して検査が実施されるよう、受診勧奨、保護者に対する指導援助、公費負担を積極的に図る	出生後入院中に自動聴性脳幹反応検査（AABR）または耳音響放射検査（OAE）を行う	厚労省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知	2000年度（2005年度から母子保健医療対策等総合支援事業に統合）、2007年一般財源化
	神経芽細胞腫検査	都道府県・指定都市	小児癌の1種である神経芽細胞腫の早期発見・治療を目的にスクリーニングを行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 生後6か月頃の乳児が対象 ● 尿中のVMA、HVAの定量検査 ● 1984～2002年度の実績（異常者発見率）1/5,900 ● 2003年以降、一部の地域で1歳半の幼児を対象に試行 	厚生省児童家庭局長通知	1984年度 2003年度以降休止
	B型肝炎母子感染防止事業	市町村（特別区を含む）	B型肝炎ウイルスキャリア妊婦およびその乳児を対象に、ウイルスの母子間感染の予防を行う	妊婦のHBs抗原検査を行い、陽性の者の乳児に抗HBsヒト免疫グロブリン、B型肝炎ワクチンの投与などを行う	厚生省児童家庭局長通知	1985年度（1995年4月1日から、妊婦のHBs抗原検査のみが事業の対象。それ以降の検査、児の予防は健康保険の対象。1997年度から妊婦健康診査の内容に含めて実施）
健康診査	妊産婦健康診査	市町村（特別区を含む）	母児の疾病・障害の予防・早期発見などを目的に、健康診査を行う	医療機関への委託などにより、必要な検査などを行う	母子保健法第13条	1948年度（医療機関委託は1969年度、1998年度から一部一般財源化）、2013年度から妊産婦健康診査はすべて一般財源化
	乳幼児健康診査	市町村（特別区を含む）	児の疾病・障害の予防・早期発見などを目的に、健康診査を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関への委託などにより実施する ● 診察、身体計測などにより発育発達の確認を行い、必要に応じて保健指導、栄養指導などを行う 	母子保健法第13条	1969年度（1999年度から一部、2000年度からすべて一般財源化）
	1歳6か月児健康診査	市町村（特別区を含む）	児の疾病・障害の予防・早期発見などを目的に、健康診査を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関への委託などにより、満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児を対象に実施する ● 内科・歯科の診察、身体計測などにより身体発育、精神運動発達の確認を行い、必要に応じて保健指導などを行う 	母子保健法第12条	1978年度から児童家庭局長通知により実施（1997年度から母子保健法に位置づけられる） 2005年度税源移譲
	3歳児健康診査	市町村（特別区を含む）	児の疾病・障害の予防・早期発見などを目的に、健康診査を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関への委託などにより、満3歳を超え満4歳に達しない幼児を対象に実施する ● 内科・歯科の診察のほか、視聴覚検査を行い、必要に応じて保健指導などを行う 	母子保健法第12条	1961年度（視聴覚検査は1990年度） 2005年度税源移譲

*詳細は19章参照。

3-1-3 母子保健事業（訪問指導・保健指導）

区分	事業名	実施主体	目的	対象・内容等	根拠法令等	開始年度
訪問指導	妊産婦訪問指導	市町村（特別区を含む）	妊娠中に家庭を訪問して指導を行い、妊娠・出産などに関する不安を和らげることを目的とする	対象：妊産婦のうち、合併症妊娠などのハイリスクの者や、不安が強い者など 訪問者：医師、保健師、助産師など 内容：妊娠・分娩・育児などに関する具体的な知識を与え、不安を和らげるために必要な支援を行う	母子保健法第17条	1970年度（1998年度から一般財源化）
	新生児訪問指導	市町村（特別区を含む）	新生児をもつ保護者の家庭を訪問して指導を行い、育児不安を解消することを目的とする	対象：生後28日未満の新生児 訪問者：医師、保健師、助産師など 内容：新生児の疾病や異常の早期発見・治療について助言を行い、育児不安を和らげるために、発育・栄養・疾病予防などについて適切な指導を行う	母子保健法第11条	1961年度（1998年度から一般財源化）
	未熟児訪問指導	市町村（特別区を含む）	低出生体重児などをもつ保護者に、家庭を訪問して指導を行い、育児不安を解消することを目的とする	対象：低出生体重などの身体の発育が未熟なまま出生した乳児 訪問者：医師、保健師、助産師など 内容：未熟児は発育・発達に関して問題を抱えていることもあり、家族もさまざまな悩みを持っていることが多い。適切な指導を行い育児不安の解消を図り、障害を早期に発見し治療に結びつける	母子保健法第19条	1969年度
	乳児家庭全戸訪問事業	市町村（特別区を含む）	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育て相談や子育て支援に関する情報提供をし、地域のなかで子どもが健やかに育成できる環境の整備を図る	対象：生後4か月までのすべての乳児のいる家庭 訪問者：保健師、助産師、看護師のほか、保育士、児童委員など子育て経験者から幅広く登用が可能 内容：育児相談、子育てに関する情報提供、乳児およびその保護者の心身の様子および養育環境の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整	児童福祉法第6条の3第4項	2007年度（生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）として開始）
	養育支援訪問事業	市町村（特別区を含む）	養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導、助言などを行うことにより当該家庭の適切な養育の実施を確保する	対象：乳児家庭全戸訪問事業や関係機関の情報提供などにより把握される本事業による支援が必要と認められる家庭の児童およびその養育者 訪問者：専門的相談支援（保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員など）、育児・家事援助（子育て経験者、ヘルパーなど） 内容：家庭内での育児に関する具体的な援助（産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事などの援助、未熟児や多胎児などに対する育児支援・栄養指導など）	児童福祉法第6条の3第5項	2004年度（育児支援家庭訪問事業として開始）
保健指導	母親学級 両親学級	市町村（特別区を含む）	妊娠中の不安の解消や、保健指導により疾病の予防や早期発見を図ることを目的とする	対象：妊婦（特に初妊婦）と配偶者などの家族 内容：医師、保健師、助産師などが講師となり、妊娠に関する知識などの講義を行ったり、妊婦同士の交流を図る。内容としては①妊娠・分娩の経過、②妊娠中、授乳期の栄養、③歯科保健、④乳児の保健、⑤沐浴実習など	母子保健法第9条	
	育児学級、懇談会	市町村（特別区を含む）	育児中の不安の解消や、育児仲間づくりを目的に、グループ指導を行う	対象：乳幼児とその保護者 内容：医師、保健師、栄養士などが講師となり、知識の普及や参加者同士の交流を図る。内容としては、①乳幼児の健康、②乳幼児の栄養・調理実習、③乳幼児の遊び、などの講義を行い、参加者同士の交流を図る	母子保健法第9条	
	生涯を通じた女性の健康支援事業	都道府県、指定都市、中核市（事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に委託可）	不妊で悩む夫婦に対する専門相談や、女性の生涯を通じた健康支援のための健康教育・相談事業を実施する	●健康教育事業 思春期から更年期に至る女性に対して、講習会などの方法による健康教育を行う ●女性の健康相談事業 ①女性の健康支援センター事業 思春期から更年期に至る女性を対象に、妊娠、避妊、メンタルケア、更年期障害などに関する、医師・保健師・助産師などによる相談を行う ②不妊専門相談センター事業 不妊で悩む夫婦などを対象に、専門的知識を有する医師などによる相談を実施するほか、専門相談員の資質向上に資する研修を実施する	児童家庭局母子保健課長通知	1996年度（2005年度から母子保健医療対策等総合支援事業に統合）

区分	事業名	実施主体	目的	対象・内容等	根拠法令等	開始年度
保健指導	育児等健康支援事業	市町村	地域活動事業	地域住民の自主的な活動（母子保健推進員活動）の支援などの、地域活動組織の育成を行う	児童家庭局長通知	1995年
			母子栄養管理事業	母子の栄養、妊産婦・乳幼児の健康づくりのためのグループワーク、実習や、栄養食品の支給などを行う		
			乳幼児の育成指導事業	健康診査で要経過観察とされた児童をもつ母親などに対して、適切な指導を行うことにより、育児に関する不安の解消を図る		
			出産前小児保健指導事業（プレネイタルビジット）	妊娠後期の妊婦などを対象に、育児に関する不安を解消するため、小児科医による保健指導を行うとともに、かかりつけ小児科医の確保を図る		
			健全母性育成事業	思春期の医学的問題や、性に関する不安や悩みに対して、個別の相談に応じ、豊かな人間性・社会性を身につけるための指導を行う		
			休日健診・相談等事業	共働き家庭などに対して、休日に乳幼児健康診査や相談事業を実施し、受診率の向上に資する		
			ふれあい食体験事業	食事を作る、食べる、人と交流するという体験的活動により、乳幼児期からの健康的な食習慣の定着と心の健全育成を図る		
			虐待・いじめ対策事業	虐待・いじめについての相談を行う		
			乳幼児健診における育児支援強化事業	乳幼児健康診査で、育児不安に関する個別相談やグループワークを行う		
			児童虐待防止市町村ネットワーク事業	関係機関で児童虐待防止協議会を設置し、児童虐待防止と早期発見に努める		
	産後ケア事業	出産後1年以内に療養を伴う世話または育児に関する指導、その他の援助を必要とする女子に産後ケアセンターでの短期入所、通所事業、または訪問事業を行う	母子保健法第17条の2 子ども家庭局長通知	2020年		
	食育等推進事業	都道府県、市町村	食育に関する事業	栄養状況の悪化や食生活の乱れ、思春期のやせの問題などに対応するため、食を通じた心の健全育成を図る	雇用均等・児童家庭局長通知	2003年度
思春期に関する事業			人工妊娠中絶や性感染症罹患率の増加などの思春期の問題に関する理解の促進を図る			
いいお産に関する事業			安全で満足できるお産に関する理解・普及を図る			

3-1-4 母子医療対策

区分	事業名	実施主体	目的等	内容等	根拠法令等	開始年度
医療対策等	周産期医療対策整備事業・総合周産期母子医療センター運営事業	都道府県	母体、胎児から新生児に至るまで、高度な専門的医療を効果的に提供する、周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進する	<ul style="list-style-type: none"> ● 周産期医療協議会の設置 ● 周産期母子医療センターの整備 ● 周産期医療情報ネットワーク事業 空床情報などの必要な医療情報を収集、提供する ● 研修・調査・研究事業 ● 総合周産期母子医療センターの運営経費の補助 	児童家庭局長通知	1996年度 (2005年度から母子保健医療対策等総合支援事業に統合)
	母子保健強化推進特別支援事業	都道府県、市町村	都道府県および市町村の地域の実情に応じた専門的、広域的事業を整備し、わが国の母子保健水準の一層の向上を図る	乳幼児の事故防止、母子疾病予防対策、地域の実情に応じた先駆的事业、外国人母子への指導体制整備など	児童家庭局長通知	1996年度 (2005年度から母子保健医療対策等総合支援事業に統合)
	病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援一時預かり事業)	市町村	子育てと就労の両立支援を目的に、保育所に通所中の児童の一時預かりを実施する	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所に通所中の児童などについて、病気の回復期にあるが、集団保育は困難である場合に一時預かりを行う（自園型の実施） ● 実施施設は、保育所を除く児童福祉施設、病院等に付設された施設で、看護師、保育士などが配置されている 	児童家庭局長通知	1994年度 (2005年度から次世代育成支援事業対策交付金に移行)

3-1-5 母子の療養援護

区分	事業名	実施主体	対象等	内容等	根拠法令等	開始年度
療養援護等	未熟児養育医療	市町村	身体の発育が未熟のまま出生した乳児（例：出生体重2,000g以下、チアノーゼ、多呼吸、痙攣、出血傾向など）	<ul style="list-style-type: none"> 指定養育医療機関での入院治療が必要と認められた者について、医療費の給付を行う 所得に応じた自己負担あり 	母子保健法第20条	1958年度
	妊娠中毒症等療養援護費	都道府県、政令市、特別区	妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）、糖尿病、貧血、産科出血、心臓病に罹患している妊婦	<ul style="list-style-type: none"> 左記疾患の入院治療に関して、医療費の助成を行う 所得制限あり 		1963年度（糖尿病は1968年度から、なお、1997年度から一般財源化、事業廃止）
	小児慢性特定疾患治療研究事業	都道府県、指定都市、中核市	小児がんなどの16疾患群の小児慢性特定疾患に罹患している児童	<ul style="list-style-type: none"> 小児慢性特定疾患に罹患している児童に対し、治療の普及促進を図り、医療費の負担軽減を図る 費用の一部負担あり 自立支援事業として、療育相談指導、巡回相談指導、ピアカウンセリングなど、児童の自立や成長支援を行う。成人期への移行期にある児童に対する移行期支援体制を構築する 	児童福祉法第19条の2～22	1974年度（児童福祉法施行は2005年度） 2014年改正により対象疾患の拡大と自立支援事業等が開始された
	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	市町村	小児慢性特定疾患児	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の児に対し、必要な日常生活用具を支給する		2005年度
	療育指導事業	都道府県、政令市	慢性疾患にかかっていることにより長期に療養を必要とする児童（長期療養児）	<ul style="list-style-type: none"> 適切な療育を確保するため医師などによる相談・指導を行う 小児慢性特定疾患児に対しては、ピアカウンセリングも行う 	児童福祉法第19条第2～22項	1997年度（ピアカウンセリングは2004年度から、なお、2005年度から母子保健医療対策等総合支援事業に統合）
	結核児童療育事業	都道府県、指定都市、中核市	入院を必要とする結核児童	<ul style="list-style-type: none"> 長期の入院を必要とする結核児童に対して、医療の給付にあわせて日用品、学用品の支給を行う 所得に応じた自己負担あり 	児童福祉法第20条	1959年度
	自立支援医療（育成医療）	市町村	肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・咀嚼機能障害、心臓障害、腎臓障害、その他の先天性内臓障害、免疫機能障害のある児または障害のおそれがある児で、治療効果が期待できる児童	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる主な医療は、自立支援医療機関（育成医療）での入院・手術で、一部の障害で通院が認められる場合もある 所得に応じた一部負担あり 	児童福祉法	1949年度（障害者自立支援法施行は2006年度）
	特定不妊治療費助成事業	都道府県、指定都市、中核市	特定不妊治療を指定医療機関で受けている戸籍上の夫婦	医療保険が適用されない不妊治療に要する費用の一部を助成	雇用均等・児童家庭局長通知	2004年度（2005年度から母子保健医療対策等総合支援事業に統合）
	子どもの心の診療ネットワーク事業	都道府県、及び指定都市	さまざまな心の問題をもつ子ども、児童虐待や発達障害などの児童	都道府県における拠点病院を中核に地域の医療機関ならびに児童相談所、保健所、保健センターおよび教育機関などと連携した支援体制を作る	雇用均等・児童家庭局長通知	2005年

3-1-6 母子保健の施設

施設名	設置主体	設置目的・主な業務
市町村保健センター	市町村(特別区を含む)	健康相談、保健指導、健康診査など、地域保健に必要な事業を行うことを目的とする施設で、市町村の公衆衛生活動拠点となる施設。1978年度から整備が推進されている。主として、市町村事業である老人保健、母子保健、予防接種などの業務を行う
子育て世代包括支援センター (母子健康包括支援センター)	市町村	母子保健法改正により、2017年より子育て世代包括支援センターの設置が開始され、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する役割を担う
保健所	都道府県、指定都市、中核市、特別区	疾病の予防、健康増進、環境衛生などの公衆衛生活動の中心的機関として、おおむね二次保健医療圏に1か所程度設置されている。主な事業は、①地域保健に関する思想の普及、②人口動態統計などの地域保健に係る統計、③栄養改善、食品衛生、④環境衛生、⑤医事、薬事、⑥母性、乳幼児、老人、歯科、精神、特殊疾病などの保健、⑦エイズ、結核、性病、感染症などの予防、⑧衛生上の試験、検査など
病院・診療所・ 歯科診療所		一般診療を行うほか、健康相談、健康診査、予防接種などを実施している
助産所		助産師が助産、指導などを行う

3-1-7 母子保健の人材

職種	主な勤務場所	主な任務
医師	保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、企業の健康管理室、病院・診療所など	妊産婦、乳幼児などに対する一般診療、保健指導にあたるほか、地域保健の向上に資するための施策の企画立案、調査研究などを行う
歯科医師	保健所、市町村保健センター、口腔保健センター、病院・診療所など	妊産婦、乳幼児などに対する歯科診療、保健指導にあたるほか、歯科保健の向上に資するための施策の企画立案、調査研究などを行う
保健師	保健所、市町村保健センター、子育て世代包括支援センター、精神保健福祉センター、企業の健康管理室など	妊産婦、乳幼児などに対する訪問指導、保健指導などを行い、地域の母子保健の向上に努める
助産師	保健所、子育て世代包括支援センター、助産所、病院・診療所など	妊産婦、新生児などに対する保健指導、助産を行い、母子保健の向上を図る
看護師	保健所、子育て世代包括支援センター、病院・診療所など	病院・診療所などで傷病者、褥婦の療養の世話や診療の補助を行うほか、家庭を訪問して在宅療養の支援などを行う
管理栄養士・栄養士	保健所、市町村保健センター、子育て世代包括支援センター、企業の健康管理室、病院・診療所など	妊産婦、乳幼児などに対する栄養指導を行い、地域での健康づくりの支援に努める
歯科衛生士	保健所、市町村保健センター、病院・診療所など	妊産婦、乳幼児などに対する歯科保健指導を行い、口腔内疾患の予防や歯科保健の向上に努める
心理相談員	保健所、保健センター、児童相談所、病院・診療所、療育機関など	健診などで心理的問題への相談・指導を行うほか、医療機関、療育機関などで専門的検査、指導などを行う
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士	保健所、保健センター、障害者福祉センター、病院・診療所、老人保健施設、療育機関など	健診などで保護者に対してリハビリ指導を行うほか、医療機関、障害者福祉センター、療育機関などで訓練指導を行う
母子保健推進員	ボランティア（地域母子保健事業の一事業として実施。未実施市町村あり）	地域の助産師、保健師、看護師または母子保健に関する経験があり熱意を有する者のなかから市町村長が依頼。市町村と連携をとりつつ、妊産婦などに必要な支援を行う